

令和5年度

業務名 那覇港輸送効率化支援事業運営業務（R5）

特記仕様書

令和5年8月

那覇港管理組合
企画建設部 みなと振興課

那覇港輸送効率化支援事業運営業務 (R5)

特記仕様書

1. 業務名称

那覇港輸送効率化支援事業運営業務 (R5)

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで

3. 業務目的

那覇港では、輸入移入超過、いわゆる「片荷輸送」となっていることや外貨貨物の取扱量が少ないことが要因で海上輸送コストが割高となっている。この課題の解決に向け、本業務では、荷主を対象とした那覇港輸送効率化支援事業の運営を行い、その効果検証及び課題の抽出等を行うものである。

4. 業務内容

4-1 計画準備、協議・報告

ア 計画準備

本業務を行うに当たって目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。

イ 協議・報告

本業務を行うに当たって、以下の段階で調査職員と打合せ・協議を行う。

初 回：計画準備段階

中 間：中間打合せ（2回）

最 終：報告書作成段階

4-2 那覇港輸送効率化支援事業の運営

那覇港輸送効率化支援事業を運営する。運営に際しては、輸出入貨物実績等のデータ^{※1}を収集・管理する。業務内容には事業参加者^{※2}との調整や、提出書類^{※3}の確認・指導等を含むものとする。詳細については、調査職員と協議の上、決定する。

補助事業期間について、令和5年度事業については、令和5年7月1日～令和6年1月31日までの運営（公募・申請書類、実績報告の受付等）を予定。

※1 日付や輸送量等が分かる資料（B/L等）

※2 参加10者を想定

※3 那覇港輸送効率化支援事業の申請等にかかる書類

※4 那覇港輸送効率化支援事業参加者への補助金の執行は那覇港管理組合で対応。

4-3 事後モニタリングの実施

実証実験実施後に参加した荷主等に対してヒアリングを行う。聞き取り内容については、過年度資料を参考とした調査内容とするが、詳細については、調査職員と協議の上、決定する。

- ①輸送コスト
- ②リードタイム（那覇港～仕向港など）
- ③輸送品質
- ④採算性
- ⑤その他

4-4 成果の取りまとめ、効果検証及び課題抽出

事業モニタリング等を踏まえ、本事業による輸送コスト低減等の効果を検証し、片荷輸送の改善や貨物増大への課題抽出等を行う。

5. 報告書の作成

報告書を取りまとめ、作成する。報告書の作成にあたっては、検討内容・分析結果等について適切に整理するとともに、調査において入手したデータ、資料等についても参考資料としてとりまとめることとする。

6. 業務の成果品及び著作権

業務の完了に際し、次の成果品を作成し、那覇港管理組合に提出すること。

- | | |
|---------------|---------------------|
| ア 報告書 | 1部 |
| イ 報告書（概要版） | 10部 |
| ウ 上記ア、イの電子データ | 一式 ※CD-R等で2部提出すること。 |
| エ 関連資料 | 別途指示のあった資料等を提出 |

なお、当該成果品の著作権及び所有権は那覇港管理組合に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受注者の責任をもって処理すること。

また、那覇港管理組合の許可を受けないで、他に公表、貸与、使用してはならない。

7. 一括再委託の禁止等

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ那覇港管理組合が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ・コンサルティングに必要な基礎資料調査等、その他那覇港管理組合が認めた業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による那覇港管理組合の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

8. その他留意事項

(1) 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者である那覇港管理組合と適宜協議を進めていくものとする。また、本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、那覇港管理組合の許可なく他に流用してはならない。

(2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。